

専攻医登録について

専攻医とは2018年度以降に日本専門医機構における病理専門研修を開始した者を指す（2017年度の暫定研修開始者も含む）

【専攻医登録対象者】

病理専門医資格取得希望者（他科からの転向組者も含む） 全員

2018年度以降に病理専門研修を開始する者は日本専門医機構に専攻医登録し、希望する研修プログラムまたはカリキュラム制へ応募、採用されなければなりません。指導者側も未登録者が研修を実施することの無いよう注意してください。専攻医の応募は、研修開始年度の前年10月頃（詳細は日本専門医機構HP参照）

【他科からの転向希望者について】

他科からの転向希望者は、現在所属しているプログラムの離脱手続き後、専攻医応募を行う必要があります。離脱手続きに時間を要する場合もあるので、早めに専門医機構へご相談ください。

病理学会の手続

- ・研修開始年度に病理学会に入会
- ・研修登録を行い、研修手帳を入手(プログラム制・カリキュラム制とも)



一般社団法人 日本病理学会
The Japanese Society of Pathology

検索
www を検索 サイ内 を検索
文字サイズ 小 中

日本病理学会について | 市民の皆さまへ | 専門医 | **病理医への扉** | 刊行物

HOME > 病理医への扉 > 目指せ 病理医!

目指せ 病理医!

事務局
一般社団法人 日本病理学会
〒113-0034
東京都文京区湯島1-2-5
聖堂前ビル7階
TEL 03-6206-9070
FAX 03-6206-9077
E-mail:isp_admin@umin.ac.jp

指導者の先生方よりご案内をお願いいたします

研修カリキュラム制について

- 原則プログラム制での研修
- カリキュラム制(単位制)による研修も可能

<カリキュラム制の対象となる医師>

- 1) 義務年限を有する医科大学卒業生、地域医療従事者(地域枠医師等)
 - 2) 出産、育児、介護、療養等のライフイベントにより、休職・離職を選択する者
 - 3) 海外・国内留学する者
 - 4) 他科基本の専門研修を修了後病理領域の専門研修を開始・再開する者
 - 5) 臨床研究医コースの者
 - 6) その他、学会と機構が認めた合理的な理由のある場合(パワハラ等)
- カリキュラム制で研修可能な施設は、採用された研修プログラムの基幹施設、連携施設で、プログラム責任者管理のもと研修を行う
 - 研修カリキュラムについては、病理学会ホームページを参照

カリキュラム制の選択方法:原則専攻医登録時にシステム上で選択を行う